

鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



鎌ヶ谷市告示第90号

鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

鎌ヶ谷市地域包括ケア推進協議会設置要綱（平成17年鎌ヶ谷市告示第104号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第3号及び第115条の48に基づき、高齢者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 協議会は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第2号口に基づく地域包括支援センター運営協議会及び同令第115条の45第2項第5号に基づく生活支援体制整備事業第1層協議体の役割を併せ持つものとする。

第2条を次のように改める。

（所管事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の承認及び運営に関する事。
- (2) 在宅医療及び介護連携推進事業に関する事。
- (3) 認知症施策の推進に関する事。
- (4) 地域ケア会議（法第115条の48第1項に規定する会議をいう。）に関する事。
- (5) 介護予防、生活支援サービスに関する総合調整に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関し、協議会が必要と認める事項に関する事。

2 前項第1号に掲げる内容は以下のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項の承認に関する事。
 - ア センターが担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの公平及び中立性を確保するため、協議会が必要と認める事項

(2) 次に掲げるセンターの運営に関すること。

ア 毎年度終了後、センターから次に掲げる書類の提出を受けること。

(ア) 当該年度の計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、協議会が必要と認める書類

イ 必要な基準を作成し、定期的に又は必要な時にセンターの事業内容を評価すること。

ウ センターの職員の確保に関すること。

エ センターの職員配置基準に関すること（鎌ヶ谷市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（令和7年鎌ヶ谷市条例第24号）に準ずるものとする。）。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える

（報償）

第9条 委員に対する報償の額は、日額7,000円とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

鎌ヶ谷市介護予防ケアマネジメント実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



鎌ヶ谷市告示第91号

鎌ヶ谷市介護予防ケアマネジメント実施要綱の一部を改正する告示

鎌ヶ谷市介護予防ケアマネジメント実施要綱（令和3年鎌ヶ谷市告示第30号の2）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部に次のように加える。

介護職員等処遇改善加算	9単位加算
-------------	-------

別表第1の2の部に次のように加える。

介護職員等処遇改善加算	9単位加算
-------------	-------

別表第1の3の部に次のように加える。

介護職員等処遇改善加算	9単位加算
-------------	-------

別表第1備考に次の1項を加える

- 7 介護職員等処遇改善加算は、大臣基準告示第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、所定単位数の1,000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する

鎌ヶ谷市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



鎌ヶ谷市告示第92号

鎌ヶ谷市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する告示

鎌ヶ谷市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（令和3年鎌ヶ谷市告示第30号の5）の一部を次のように改正する。

別表第1号事業支給費単位数表1訪問型サービス事業費の表（6）の項を次のように改める。

(6)	介護職員等処遇改善加算	
注	大臣基準告示第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
ア	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア	（1）から（5）までにより算定した単位数の1,000分の270に相当する単位数
イ	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	（1）から（5）までにより算定した単位数の1,000分の287に相当する単位数
ウ	介護職員等処遇等改善加算（Ⅱ）ア	（1）から（5）までにより算定した単位数の1,000分の249に相当する単位数
エ	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	（1）から（5）までにより算定した単位数の1,000分の266に相当する単位数
オ	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（1）から（5）までにより

算定した単位数の1,000分の207に相当する単位数 カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(5)までにより 算定した単位数の1,000分の170に相当する単位数
--

別表第1号事業支給費単位数表2生活支援サービス費の表(6)の項を次のように改める。

(6) 介護職員等処遇改善加算	
注 大臣基準告示第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援サービス事業所が、利用者に対し、生活支援サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ア (1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の270に相当する単位数 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の287に相当する単位数 ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ア (1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の249に相当する単位数 エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の266に相当する単位数 オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の207に相当する単位数 カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の170に相当する単位数	

別表第1号事業支給費単位数表3通所型サービス事業費の表(2)の項を次のように改める。

(2) 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	
ア 事業対象者・要支援1	436単位
イ 事業対象者・要支援2	447単位
注1 看護職員(事業人員等基準要綱第51条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町長に対し、老	

健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所（事業人員等基準要綱第51条第1項に規定する通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービス（事業人員等基準要綱第2条第3号に規定する通所型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画等に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第23号に定める基準に相当する場合は、当該告示により算定する。

注2 利用者が事業対象者（省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画等において、1週に1回程度の通所型サービスが必要とされた場合については（1）ア又は（2）アに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の通所型サービスが必要とされた場合については（1）イ又は（2）イに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 （2）アについては、1月につき4回、（2）イについては、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注4 通所型サービス従業者（事業人員等基準要綱第51条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。以下同じ。）が、地域告示で定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス事業費は算定しない。

注6 （1）について通所型サービスを受けている間は、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は算定しない。

注7 大臣基準告示第13.1号の3を満たさない場合は、高齢者虐待

防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 大臣基準告示第131号の4を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注9 通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、1月につき次に掲げる次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1) アを算定している場合 (1月につき) 376単位

イ (1) イを算定している場合 (1月につき) 752単位

ウ (2) を算定している場合 (1回につき) 94単位

注10 利用者に対して、その居宅と通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位((1)アを算定している場合は1月につき376単位を、(1)イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。

注11 注4に規定する中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、注9に規定する同一建物減算、(9)に規定するサービス提供体制強化加算、(13)に規定する介護職員等処遇改善加算については支給限度額の対象としない。

別表第1号事業支給費単位数表3通所型サービス事業費の表(13)の項を次のように改める。

(13)	介護職員等処遇改善加算	
	<p>注1 大臣基準告示第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所(利用定員が19人以上である場合に限る。)が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算</p>	

する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の１１１に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の１２０に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ア（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の１０９に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の１１８に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の９９に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の８３に相当する単位数

注２ 別に大臣基準告示第１３６号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所（利用定員が１９人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の１１７に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の１２７に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ア（１）から（１２）までにより算定した単位数の１，０００分の１１５に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（１）から（１２）まで

により算定した単位数の1, 000分の125に相当する単位数
オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1, 000分の105に相当する単位数
カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1, 000分の89に相当する単位数

別表第1号事業支給費単位数表4通所型サービスA事業費の表(2)の項及び(3)の項を次のように改める。

(2)	1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	
	ア 事業対象者・要支援1	348単位
	イ 事業対象者・要支援2	357単位
注1 通所型サービスA事業所(事業人員等基準要綱第68条に規定する通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。)において、通所型サービスA(事業人員等基準要綱第2条第4号に規定する通所型サービスAをいう。以下同じ。)を行った場合に、介護予防サービス計画等に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。		
注2 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画等において、1週に1回程度の通所型サービスAが必要とされた場合については(1)ア又は(2)アに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の通所型サービスAが必要とされた場合については(1)イ又は(2)イに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。		
注3 (2)アについては、1月につき4回、(2)イについては、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。		
注4 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定入所生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA事業費は算定しない。		
注5 (1)について、利用者が注1の通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該通所型サービスA事業所以外の通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA事		

業費は算定しない。

注6 大臣基準告示第131号の3を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 大臣基準告示第131号の4を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 (3)に規定する介護職員等処遇改善加算については支給限度額の対象としない。

(3) 介護職員等処遇改善加算

注1 大臣基準告示第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービスA事業所（利用定員が19人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア （1）から（2）までにより算定した単位数の1,000分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1）から（2）までにより算定した単位数の1,000分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ア （1）から（2）までにより算定した単位数の1,000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1）から（2）までにより算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1）から（2）までにより算定した単位数の1,000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1）から（2）までにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

注2 別に大臣基準告示第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービスA事業所（利用定員が19人未満である場合に限

る。)が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア （１）から（２）までにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （１）から（２）までにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ア （１）から（２）までにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （１）から（２）までにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （１）から（２）までにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （１）から（２）までにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

鎌ケ谷市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月1日

鎌ケ谷市長 芝田 裕美



鎌ケ谷市告示第93号

鎌ケ谷市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

鎌ケ谷市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成20年鎌ケ谷市告示第2号）の一部を次のように改正する。

- 第10条第1項中「会則に定める基準により報酬」を「原則として別表第1に定める報酬基準額」に改め、同条に次の2項を加える。
- 相互援助活動を受けた依頼会員は、会則に定める交通費、食費等の実費を提供会員に支払うものとする。
 - 依頼会員は、相互援助活動の申込み後に当該申込みを取り消したときは、別表第2に定める取消負担金を援助会員に支払うものとする。
- 附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第10条関係）

相互援助活動日	相互援助活動時間	報酬基準額 (1時間当たり)
平日	午前6時から午前7時まで	900円
	午前7時から午後7時まで	700円
	午後7時から午後9時まで	900円
土曜日、日曜日及び 国民の祝日に関する 法律（昭和23年法 律第178号）に規 定する休日及び年末 年始（12月29日		900円

から翌年の1月3日 まで)		
------------------	--	--

備考

- 1 相互援助活動の活動時間は、提供会員が当該活動を開始した時から依頼会員又は依頼会員が指定する者へ預けた子どもを引き渡した時までとする。
- 2 相互援助活動の開始は、原則として提供会員が預かった子どもと接触した時からとする。ただし、提供会員の責に帰すべきでない事由により当該活動が相互援助活動開始予定時間より遅れた場合、相互援助活動の開始時間は、相互援助活動の開始予定時間とする。
- 3 相互援助活動は、1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)を単位とし、1時間に満たない端数あるときは、30分未満は上記基準額の半額とし、30分以上は1時間に切り上げるものとする。
- 4 兄弟姉妹を同時に預かる場合、2人目以降の者については、いずれも上記基準額を半額とする。
- 5 依頼会員及び依頼会員の子どもが公共交通機関の遅延等のやむを得ない事由により相互援助活動開始予定時間に当該活動開始予定場所に到着できず、提供会員がやむを得ず依頼をキャンセルした場合、依頼会員は別に定める取消負担金の額を提供会員に支払うものとする。ただし、会員双方の合意がある場合は、この限りでない。
- 6 相互援助活動が、当該活動開始前に自然災害等の会員双方の責めに帰すべきでない事由により中止となった場合、予定されていた相互援助活動に係る報酬は、発生しないものとする。
- 7 相互援助活動の開始後に自然災害等の会員双方の責めに帰すべきでない事由により当該活動の内容に変更があった場合、依頼会員は、提供会員に対して当該会員の実働時間に応じた報酬を支払うものとする。ただし、会員双方の合意がある場合は、この限りでない。

別表第2 (第10条関係)

取消日	取消負担金
相互援助活動の前日まで	なし
相互援助活動の当日(当該活動開始予定時間まで)	報酬基準額に相互援助活動の実施予定時間数を乗じた金額の半額
相互援助活動の開始時間以後(連絡がない場合を含む。)	報酬基準額に相互援助活動の実施予定時間数を乗じた金額の全額

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第15条関係）

年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業活動報酬助成対象者
登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業の活動報酬の助成対象者の登録について、下記のとおり決定したので、鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第15条第1項の規定により通知します。

記

登録の可否	決定・却下
却下の理由	

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業活動報酬助成金
交付決定（却下）通知書

年度鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業の活動報酬の助成金の交付について下記のとおり決定（却下）したので、鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第17条第2項の規定により通知します。

記

区分	助成金交付申請額	助成金交付決定額
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円
合計		円

却下の理由	
-------	--

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

鎌ヶ谷市公告第51号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



1 入札に付する事項

(1) 工事名	鎌ヶ谷市立第五中学校LED照明改修工事
(2) 工事場所	鎌ヶ谷市初富806-262
(3) 工事期間	契約締結後から令和9年1月29日まで
(4) 工事概要	<p>施設概要 対象施設 中学校</p> <p>建物規模 校舎③ RC造 4,479 m²</p> <p>校舎⑥ RC造 2,338 m²</p> <p>体育館① S造 1002 m²</p> <p>プール附属⑤ RC造 84 m²</p> <p>武道場⑩ S造 509 m²</p> <p>機械室② RC造 125 m²</p> <p>機械室⑦ RC造 87 m²</p> <p>部室⑨ CB造 70 m²</p> <p>工事内容 電気工事</p>
(5) 予定価格	金57,750,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(6) 最低制限価格	金53,130,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(7) 入札方法	本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	<p>① 鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者</p> <p>② この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成7年鎌ヶ谷市訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>③ この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱（平成28年鎌ヶ谷市告示第12号）に基づく措置要件該当者に該当していな</p>
-----------	--

	<p>い者</p> <p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。</p> <p>ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は開札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの</p> <p>⑤ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p>
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	電気工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に電気工事で等級格付A・Bランクで掲載されている者
(6) 配置予定技術者	<p>当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を専任配置（開札の日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）すること。</p> <p>※下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置すること（建設業法第26条第2項）。</p> <p>ただし、以下各号に留意すること。</p> <p>ア 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者等にあつては、この限りではない。</p> <p>イ 建設業法第26条の5に規定される要件を全て満たす場合にあつては、営業所技術者等は本工事の技術者等の職務を兼務できるものとする。この場合にあつては、建設業法第26条第3項ただし書きを併用することはできない。</p>
(7) 施工実績	この公告の日までの過去10年以内に、工事が完成し引渡し済んだ、官公庁等が発注した電気工事を元請として施工した実績がある者

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札

参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和8年6月1日(月)午後3時から 令和8年6月8日(月)午後3時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	① 競争入札参加資格確認申請書(電子入札システムにより自動作成) ② 一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査型) ③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(講習修了証を含む)の写し(表・裏) ④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し (例) 監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可) ※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。
(4) 入札参加資格の確認結果通知	入札参加申請をした者に対して、令和8年6月8日(月)午後5時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通知する。 ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定して送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。 なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス(以下「入札情報サービス」という。)に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定(公告)」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年6月11日(木)午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年6月15日(月)午後3時までに入札情報サービスの「入札予定(公告)」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年6月16日(火)午前8時30分から 令和8年6月18日(木)午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年6月18日(木)午後1時30分
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	<ol style="list-style-type: none"> ① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書 ② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書 ③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札(免除の場合を除く。) ④ 必要事項を欠く入札書 ⑤ 明らかに連合であると認められる入札書 ⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書 ⑦ 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札書 ⑧ 提出された入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)が、次のいずれかの場合である入札書 <ol style="list-style-type: none"> ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合 イ 入札金額内訳書の金額と入札書のコピー金額が異なる場合 ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合 ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札
(5) 入札に関する留意事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを

	実施して、落札候補者を決定する。
--	------------------

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。
(2) 落札の保留	開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより保留通知書を送付する。
(3) 入札参加資格の審査	落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づいて行う。 ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変更等がある場合、令和8年6月18日(木)午後5時までに当該書類を鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。
(4) 落札者の決定	落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。 ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。 なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。
(5) 入札参加資格がない場合の措置	資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内(市の休日を除く。)に、書面により鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課に説明を求めることができる。 回答は、説明を求められた日から3日以内(市の休日を除く。)に書面により行う。

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	落札者は、落札の決定後、原則として5日以内(市の休日を除く。)に契約を締結しなければならない。
(2) 契約保証金	落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 なお、落札者が鎌ヶ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。
(3) 支払条件	① 前払金 有(契約金額の100分の40以内(10万円未満切捨て)) ② 中間前払金 有(契約金額の100分の20以内(10万円未満切

	捨て)) ③ 部分払 無
--	---------------------

10 留意事項

(1) システム 障害等	<p>① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがある。</p> <p>② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行することができる。</p>
(2) 異議申立て	<p>① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>② 本市の都合による時又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。</p>
(3) 紙入札での 参加	<p>紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。</p> <p>また、入札参加者について、鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うものとする。</p>
(4) その他	<p>① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。</p> <p>② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。</p> <p>④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。</p> <p>⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。</p> <p>⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ヶ谷市電子入札約款及び鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。</p>

11 担当

(1) 事業担当課	鎌ヶ谷市生涯学習部教育総務課 鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課営繕室
(2) 入札執行 担当課	鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp

鎌ヶ谷市公告第52号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



1 入札に付する事項

(1) 工事名	鎌ヶ谷市立初富小学校LED照明改修工事
(2) 工事場所	鎌ヶ谷市東初富1-20-1
(3) 工事期間	契約締結後から令和9年1月29日まで
(4) 工事概要	<p>施設概要 対象施設 小学校</p> <p>建物規模 校舎⑤RC造 3,635 m²</p> <p>校舎⑧RC造 2,095 m²</p> <p>校舎⑫RC造 590 m²</p> <p>体育館⑬鉄骨造 914 m²</p> <p>プール附属⑯CB造 72 m²</p> <p>機械室④CB造 66 m²</p> <p>機械室⑩CB造 63 m²</p> <p>工事内容 電気工事</p>
(5) 予定価格	金48,030,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(6) 最低制限価格	金44,187,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(7) 入札方法	本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	<p>① 鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている者</p> <p>② この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成7年鎌ヶ谷市訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>③ この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱（平成28年鎌ヶ谷市告示第12号）に基づく措置要件該当者に該当していない者</p>
-----------	--

	<p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。</p> <p>ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は開札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの</p> <p>⑤ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p>
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	電気工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に電気工事で等級格付A・Bランクで掲載されている者
(6) 配置予定技術者	<p>当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を専任配置（開札の日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）すること。</p> <p>※下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置すること（建設業法第26条第2項）。</p> <p>ただし、以下各号に留意すること。</p> <p>ア 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者等にあつては、この限りではない。</p> <p>イ 建設業法第26条の5に規定される要件を全て満たす場合にあつては、営業所技術者等は本工事の技術者等の職務を兼務できるものとする。この場合にあつては、建設業法第26条第3項ただし書きを併用することはできない。</p>
(7) 施工実績	この公告の日までの過去10年以内に、工事が完成し引渡し済んだ、官公庁等が発注した電気工事を元請として施工した実績がある者

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和8年6月1日(月)午後3時から 令和8年6月8日(月)午後3時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	<p>① 競争入札参加資格確認申請書(電子入札システムにより自動作成)</p> <p>② 一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査型)</p> <p>③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(講習修了証を含む)の写し(表・裏)</p> <p>④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し (例) 監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可) ※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。</p>
(4) 入札参加資格の確認結果通知	<p>入札参加申請をした者に対して、令和8年6月8日(月)午後5時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通ずる。</p> <p>ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定して送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。</p> <p>なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。</p>

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス(以下「入札情報サービス」という。)に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定(公告)」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年6月11日(木)午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年6月15日(月)午後3時までに入札情報サービスの「入札予定(公告)」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年6月16日(火)午前8時30分から
----------	-----------------------

	令和8年6月18日(木)午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の1.0に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年6月18日(木)午後1時40分
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	<p>① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書</p> <p>② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書</p> <p>③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札(免除の場合を除く。)</p> <p>④ 必要事項を欠く入札書</p> <p>⑤ 明らかに連合であると認められる入札書</p> <p>⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書</p> <p>⑦ 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札書</p> <p>⑧ 提出された入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)が、次のいずれかの場合である入札書</p> <p>ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合</p> <p>イ 入札金額内訳書の金額と入札書金額が異なる場合</p> <p>ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合</p> <p>⑨ その他入札に関する条件に違反した入札</p>
(5) 入札に関する留意事項	<p>① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札候補者を決定する。</p>

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。
(2) 落札の保留	開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより保留通知書を送付する。
(3) 入札参加資格の審査	落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づいて行う。 ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変更等がある場合、令和8年6月18日(木)午後5時までに当該書類を鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。
(4) 落札者の決定	落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。 ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。 なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。
(5) 入札参加資格がない場合の措置	資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内(市の休日を除く。)に、書面により鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課に説明を求めることができる。 回答は、説明を求められた日から3日以内(市の休日を除く。)に書面により行う。

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	落札者は、落札の決定後、原則として5日以内(市の休日を除く。)に契約を締結しなければならない。
(2) 契約保証金	落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 なお、落札者が鎌ヶ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。
(3) 支払条件	① 前払金 有(契約金額の100分の40以内(10万円未満切捨て)) ② 中間前払金 有(契約金額の100分の20以内(10万円未満切捨て))

	③ 部分払 無
--	------------

1.0 留意事項

(1) システム 障害等	<p>① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがある。</p> <p>② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行することができる。</p>
(2) 異議申立て	<p>① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>② 本市の都合による時又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。</p>
(3) 紙入札での 参加	<p>紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。</p> <p>また、入札参加者について、鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うものとする。</p>
(4) その他	<p>① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。</p> <p>② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。</p> <p>④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。</p> <p>⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。</p> <p>⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ヶ谷市電子入札約款及び鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。</p>

1.1 担当

(1) 事業担当課	<p>鎌ヶ谷市生涯学習部教育総務課 鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課営繕室</p>
(2) 入札執行 担当課	<p>鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp</p>

鎌ヶ谷市公告第53号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



1 入札に付する事項

(1) 工事名	鎌ヶ谷市立五本松小学校LED照明改修工事
(2) 工事場所	鎌ヶ谷市南初富1-16-1
(3) 工事期間	契約締結後から令和9年1月29日まで
(4) 工事概要	<p>施設概要 対象施設 小学校</p> <p>建物規模 校舎① RC造 4,003 m²</p> <p>校舎⑥ S造 404 m²</p> <p>校舎⑦ S造 490 m²</p> <p>体育館④ S造 886 m²</p> <p>プール附属⑤ CB造 78 m²</p> <p>機械室③ RC造 128 m²</p> <p>工事内容 電気工事</p>
(5) 予定価格	金42,090,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(6) 最低制限価格	金38,722,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(7) 入札方法	本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	<p>① 鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者</p> <p>② この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成7年鎌ヶ谷市訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>③ この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱（平成28年鎌ヶ谷市告示第12号）に基づく措置要件該当者に該当していない者</p> <p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。</p>
-----------	--

	<p>ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は開札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの</p> <p>⑤ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p>
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	電気工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に電気工事で等級格付A・Bランクで掲載されている者
(6) 配置予定技術者	当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を適切に配置（開札の日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）すること。
(7) 施工実績	この公告の日までの過去10年以内に、工事が完成し引渡し済んだ、官公庁等が発注した電気工事を元請として施工した実績がある者

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和8年6月 1日（月）午後3時から 令和8年6月 8日（月）午後3時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	<p>① 競争入札参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動作成）</p> <p>② 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）</p> <p>③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（講習修了証を含む）の写し（表・裏）</p> <p>④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し （例）監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者</p>

	標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可） ※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。
(4) 入札参加資格の確認結果通知	入札参加申請をした者に対して、令和8年6月8日（月）午後5時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通ずる。 ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定して送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。 なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定（公告）」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年6月8日（月）午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年6月10日（水）午後3時までに入札情報サービスの「入札予定（公告）」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年6月10日（水）午前8時30分から 令和8年6月12日（金）午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年6月12日(金)午後1時10分
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	<p>① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書</p> <p>② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書</p> <p>③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札(免除の場合を除く。)</p> <p>④ 必要事項を欠く入札書</p> <p>⑤ 明らかに連合であると認められる入札書</p> <p>⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書</p> <p>⑦ 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札書</p> <p>⑧ 提出された入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)が、次のいずれかの場合である入札書</p> <p>ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合</p> <p>イ 入札金額内訳書の金額と入札書のアmountが異なる場合</p> <p>ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合</p> <p>⑨ その他入札に関する条件に違反した入札</p>
(5) 入札に関する留意事項	<p>① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札候補者を決定する。</p>

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。
(2) 落札の保留	開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより保留通知書を送付する。
(3) 入札参加資格の審査	<p>落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づいて行う。</p> <p>ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変</p>

	更等がある場合、令和8年6月18日（木）午後5時までに当該書類を鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。
(4) 落札者の決定	落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。 ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。 なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。
(5) 入札参加資格がない場合の措置	資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に、書面により鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課に説明を求めすることができる。 回答は、説明を求められた日から3日以内（市の休日を除く。）に書面により行う。

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	落札者は、落札の決定後、原則として5日以内（市の休日を除く。）に契約を締結しなければならない。
(2) 契約保証金	落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 なお、落札者が鎌ヶ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。
(3) 支払条件	① 前払金 有（契約金額の100分の40以内（10万円未満切捨て）） ② 中間前払金 有（契約金額の100分の20以内（10万円未満切捨て）） ③ 部分払 無

10 留意事項

(1) システム障害等	① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがある。 ② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行することができる。
(2) 異議申立て	① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

	<p>② 本市の都合による時又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。</p>
(3) 紙入札での参加	<p>紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。</p> <p>また、入札参加者について、鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うものとする。</p>
(4) その他	<p>① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。</p> <p>② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。</p> <p>ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。</p> <p>④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。</p> <p>⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。</p> <p>⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ヶ谷市電子入札約款及び鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。</p>

1 1 担当

(1) 事業担当課	<p>鎌ヶ谷市生涯学習部教育総務課 鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課営繕室</p>
(2) 入札執行担当課	<p>鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp</p>

鎌ヶ谷市公告第54号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



1 入札に付する事項

(1) 工事名	市道28号線舗装改良工事
(2) 工事場所	鎌ヶ谷市中沢地先
(3) 工事期間	契約締結後から169日間
(4) 工事概要	<p>1 工区(2層区間) 工事延長 L=172.0m 表層(改質Ⅱ型再生密粒度 As20mm t=5cm) A=1,160 m² 基層(再生粗粒度 As20mm t=5cm) A=1,160 m² 上層路盤(セメント瀝青安定処理路盤 t=12cm) A=1,160 m²</p> <p>1 工区(3層区間) 工事延長 L=48.0m 表層(改質Ⅱ型再生密粒度 As20mm t=5cm) A=447 m² 中間層(再生粗粒度 As20mm t=5cm) A=447 m² 基層(再生粗粒度 As20mm t=5cm) A=447 m² 上層路盤(セメント瀝青安定処理路盤 t=21cm) A=447 m²</p> <p>2 工区 工事延長 L=90.0m 表層(改質Ⅱ型再生密粒度 As20mm t=5cm) A=610 m² 中間層(再生粗粒度 As20 mm t=5cm) A=610 m² 基層(再生粗粒度 As20mm t=5cm) A=610 m² 上層路盤(セメント瀝青安定処理路盤 t=21cm) A=610 m² 薄層カラー舗装(赤) A=270 m² 薄層カラー舗装(白) A=270 m² 区画線工 一式</p>
(5) 予定価格	金65,270,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(6) 最低制限価格	金59,145,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(7) 入札方法	本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式(事後審査方式)で執行する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	<p>① 鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている者</p> <p>② この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成7年鎌ヶ谷市訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>③ この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱（平成28年鎌ヶ谷市告示第12号）に基づく措置要件該当者に該当していない者</p> <p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。</p> <p>ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は開札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの</p> <p>⑤ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p>
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	舗装工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に舗装工事で等級格付A・B・Cランクで登載されている者
(6) 配置予定技術者	<p>当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を適切に配置（開札の日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）すること。</p> <p>※下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置すること（建設業法第26条第2項）。</p> <p>ただし、以下各号に留意すること。</p> <p>ア 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者等にあつては、この限りではない。</p> <p>イ 建設業法第26条の5に規定される要件を全て満たす場合にあつては、営業所技術者等は本工事の技術者等の職務を兼務できるものとする。この場合にあつては、</p>

	建設業法第26条第3項ただし書きを併用することはできない。
(7) 施工実績	この公告の日までの過去10年以内に、工事が完成し引渡し済んだ、官公庁等が発注した舗装工事を元請として施工した実績がある者

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和8年6月 1日(月) 午後3時から 令和8年6月 8日(月) 午後3時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	<p>① 競争入札参加資格確認申請書(電子入札システムにより自動作成)</p> <p>② 一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査型)</p> <p>③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(講習修了証を含む)の写し(表・裏)</p> <p>④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し (例) 監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可) ※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。</p>
(4) 入札参加資格の確認結果通知	<p>入札参加申請をした者に対して、令和8年6月8日(月) 午後5時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通ずる。</p> <p>ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定して送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。</p> <p>なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。</p>

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス(以下「入札情報サービス」という。)に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定(公告)」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、

電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年6月11日(木)午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年6月15日(月)午後3時までに入札情報サービスの「入札予定(公告)」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年6月16日(火)午前8時30分から 令和8年6月18日(木)午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年6月18日(木)午後1時
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	<p>① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書</p> <p>② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書</p> <p>③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札(免除の場合を除く。)</p> <p>④ 必要事項を欠く入札書</p> <p>⑤ 明らかに連合であると認められる入札書</p> <p>⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書</p> <p>⑦ 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札書</p> <p>⑧ 提出された入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)が、次のいずれかの場合である入札書</p> <p>ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合</p> <p>イ 入札金額内訳書の金額と入札書の内容が異なる場</p>

	<p>合 ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合</p> <p>⑨ その他入札に関する条件に違反した入札</p>
(5) 入札に関する留意事項	<p>① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札候補者を決定する。</p>

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	<p>本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。</p>
(2) 落札の保留	<p>開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより保留通知書を送付する。</p>
(3) 入札参加資格の審査	<p>落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づいて行う。</p> <p>ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変更等がある場合、令和8年6月18日(木)午後5時までに当該書類を鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。</p>
(4) 落札者の決定	<p>落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。</p> <p>ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。</p> <p>なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。</p>
(5) 入札参加資格がない場合の措置	<p>資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内(市の休日を除く。)に、書面により鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課に説明を求めることができる。</p> <p>回答は、説明を求められた日から3日以内(市の休日を除く。)に書面により行う。</p>

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	<p>落札者は、落札の決定後、原則として5日以内(市の休日を除く。)に契約を締結しなければならない。</p>
(2) 契約保証金	<p>落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100</p>

	分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 なお、落札者が鎌ヶ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。
(3) 支払条件	① 前払金 有（契約金額の100分の40以内（10万円未満切捨て）） ② 中間前払金 有（契約金額の100分の20以内（10万円未満切捨て）） ③ 部分払 無

10 留意事項

(1) システム障害等	① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがある。 ② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行することができる。
(2) 異議申立て	① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ② 本市の都合による時又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。
(3) 紙入札での参加	紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。 また、入札参加者について、鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うものとする。
(4) その他	① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。 ② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。 ③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。 ④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。 ⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。 ⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ヶ谷市電子入札約款及び鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。

(1) 事業担当課	鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課
(2) 入札執行 担当課	鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp

鎌ヶ谷市公告第55号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



1 入札に付する事項

(1) 工事名	公共下水道枝線（第R08701工区）工事
(2) 工事場所	鎌ヶ谷市東初富四丁目地先他
(3) 工事期間	契約締結後から150日間
(4) 工事概要	<p>工事延長 L=274.9m</p> <p>開削工（φ200mm） L=274.9m 管渠延長 L=268.4m</p> <p>人孔築造工 8基</p> <p>組立1号人孔 3基</p> <p>組立特1号人孔 2基</p> <p>組立小型人孔 3基</p> <p>副管設置工 内副管 4箇所</p> <p>公共汚水柵及び取付管 30箇所</p> <p>舗装本復旧工 A=880.4 m²</p> <p>区画線工 一式</p>
(5) 予定価格	<p>金44,700,000円</p> <p>（消費税及び地方消費税を含まない）</p>
(6) 最低制限価格	<p>金40,511,000円</p> <p>（消費税及び地方消費税を含まない）</p>
(7) 入札方法	<p>本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。</p>

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	<p>① 鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者</p> <p>② この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成7年鎌ヶ谷市訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>③ この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱（平成28年鎌ヶ谷市告示第12号）に基づく措置要件該当者に該当していな</p>
-----------	--

	<p>い者</p> <p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。</p> <p>ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は開札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの</p> <p>⑤ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p>
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	土木一式工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に土木一式工事で等級格付A・B・Cランクで掲載されている者
(6) 配置予定技術者	当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を適切に配置（開札の日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）すること。
(7) 施工実績	この公告の日までの過去10年以内に、工事が完成し引渡し済んだ、官公庁等が発注した土木一式工事を元請として施工した実績がある者

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和8年6月 1日（月）午後3時から 令和8年6月 8日（月）午後3時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	<p>① 競争入札参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動作成）</p> <p>② 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）</p> <p>③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（講習修了証を含む）の写し（表・裏）</p> <p>④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるもの</p>

	<p>の写し</p> <p>(例) 監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）</p> <p>※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。</p>
(4) 入札参加資格の確認結果通知	<p>入札参加申請をした者に対して、令和8年6月8日(月)午後5時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通知する。</p> <p>ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定して送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。</p> <p>なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。</p>

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定（公告）」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年6月8日(月)午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年6月10日(水)午後3時までに入札情報サービスの「入札予定（公告）」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年6月10日(水)午前8時30分から 令和8年6月12日(金)午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年6月12日(金)午後1時
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	<p>① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書</p> <p>② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書</p> <p>③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札(免除の場合を除く。)</p> <p>④ 必要事項を欠く入札書</p> <p>⑤ 明らかに連合であると認められる入札書</p> <p>⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書</p> <p>⑦ 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札書</p> <p>⑧ 提出された入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)が、次のいずれかの場合である入札書</p> <p>ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合</p> <p>イ 入札金額内訳書の金額と入札書のコピー金額が異なる場合</p> <p>ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合</p> <p>⑨ その他入札に関する条件に違反した入札</p>
(5) 入札に関する留意事項	<p>① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札候補者を決定する。</p>

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。
(2) 落札の保留	開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時まで、電子入札システムにより保留通知書を送付する。
(3) 入札参加資格の審査	落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づ

	<p>いて行う。</p> <p>ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変更等がある場合、令和8年6月18日（木）午後5時までに当該書類を鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。</p>
(4) 落札者の決定	<p>落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。</p> <p>ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。</p> <p>なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。</p>
(5) 入札参加資格がない場合の措置	<p>資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に、書面により鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課に説明を求めることができる。</p> <p>回答は、説明を求められた日から3日以内（市の休日を除く。）に書面により行う。</p>

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	<p>落札者は、落札の決定後、原則として5日以内（市の休日を除く。）に契約を締結しなければならない。</p>
(2) 契約保証金	<p>落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>なお、落札者が鎌ヶ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。</p>
(3) 支払条件	<p>① 前払金 有（契約金額の100分の40以内（10万円未満切捨て））</p> <p>② 中間前払金 有（契約金額の100分の20以内（10万円未満切捨て））</p> <p>③ 部分払 無</p>

10 留意事項

(1) システム障害等	<p>① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入開札の延期又は紙入札への移行をすることがある。</p> <p>② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行する</p>
-------------	--

	ことができる。
(2) 異議申立て	<p>① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>② 本市の都合による時又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。</p>
(3) 紙入札での参加	<p>紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。</p> <p>また、入札参加者について、鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うものとする。</p>
(4) その他	<p>① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。</p> <p>② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。</p> <p>④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。</p> <p>⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。</p> <p>⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ヶ谷市電子入札約款及び鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。</p>

1.1 担当

(1) 事業担当課	鎌ヶ谷市都市建設部下水道課
(2) 入札執行担当課	鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp

鎌ヶ谷市公告第56号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



1 入札に付する事項

(1) 工事名	市道5号線歩道整備工事（その2）
(2) 工事場所	鎌ヶ谷市初富地先
(3) 工事期間	契約締結後から令和8年11月30日
(4) 工事概要	<p>工事延長（西側）L=40.5m、 （東側）L=71.8m 幅員 W=3.5m</p> <p>アスファルト舗装（1）A=263㎡ アスファルト舗装（2）A=65㎡ アスファルト舗装（3）A=70㎡ アスファルト舗装（4）A=137㎡</p> <p>透水性舗装（1）A=82㎡ 透水性舗装（2）A=30㎡</p> <p>プレキャストU型側溝（1）L=7m プレキャストU型側溝（2）L=21m プレキャストU型側溝（3）L=41m</p> <p>横断側溝 L=5m プレキャストL型側溝 L=67m 現場打ちL形側溝 L=6m</p>
(5) 予定価格	<p>金31,620,000円 （消費税及び地方消費税を含まない）</p>
(6) 最低制限価格	<p>金28,494,000円 （消費税及び地方消費税を含まない）</p>
(7) 入札方法	<p>本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。</p>

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	<p>① 鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている者</p> <p>② この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成7年鎌ヶ谷市訓令第</p>
-----------	---

	<p>15号)に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>③ この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱(平成28年鎌ヶ谷市告示第12号)に基づく措置要件該当者に該当していない者</p> <p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。</p> <p>ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は開札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者</p> <p>イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの</p> <p>ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの</p> <p>⑤ 次の届出の義務を履行している者(当該届出の義務がない者を除く。)</p> <p>ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務</p>
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	土木一式工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に土木一式工事で等級格付 A・B・Cランクで登載されている者
(6) 配置予定技術者	当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を適切に配置(開札の日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)すること。
(7) 施工実績	この公告の日までの過去10年以内に、工事が完成し引渡しが済んだ、官公庁等が発注した土木一式工事を元請として施工した実績がある者

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和8年6月 1日(月)午後3時から 令和8年6月 8日(月)午後3時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	① 競争入札参加資格確認申請書(電子入札システムにより自動作成)

	<p>② 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）</p> <p>③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（講習修了証を含む）の写し（表・裏）</p> <p>④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し （例）監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）</p> <p>※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。</p>
(4) 入札参加資格の確認結果通知	<p>入札参加申請をした者に対して、令和8年6月8日（月）午後5時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通知する。</p> <p>ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定して送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。</p> <p>なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。</p>

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定（公告）」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年6月8日（月）午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年6月10日（水）午後3時までに入札情報サービスの「入札予定（公告）」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年6月10日（水）午前8時30分から 令和8年6月12日（金）午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当

	該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年6月12日(金)午後1時20分
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	<p>① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書</p> <p>② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書</p> <p>③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札(免除の場合を除く。)</p> <p>④ 必要事項を欠く入札書</p> <p>⑤ 明らかに連合であると認められる入札書</p> <p>⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書</p> <p>⑦ 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札書</p> <p>⑧ 提出された入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)が、次のいずれかの場合である入札書</p> <p>ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合</p> <p>イ 入札金額内訳書の金額と入札書金額が異なる場合</p> <p>ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合</p> <p>⑨ その他入札に関する条件に違反した入札</p>
(5) 入札に関する留意事項	<p>① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札候補者を決定する。</p>

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有
--------------	---

	効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。
(2) 落札の保留	開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより保留通知書を送付する。
(3) 入札参加資格の審査	落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づいて行う。 ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変更等がある場合、令和8年6月18日(木)午後5時までに当該書類を鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。
(4) 落札者の決定	落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。 ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。 なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。
(5) 入札参加資格がない場合の措置	資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内(市の休日を除く。)に、書面により鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課に説明を求めることができる。 回答は、説明を求められた日から3日以内(市の休日を除く。)に書面により行う。

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	落札者は、落札の決定後、原則として5日以内(市の休日を除く。)に契約を締結しなければならない。
(2) 契約保証金	落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 なお、落札者が鎌ヶ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。
(3) 支払条件	① 前払金 有(契約金額の100分の40以内(10万円未満切捨て)) ② 中間前払金 有(契約金額の100分の20以内(10万円未満切捨て)) ③ 部分払 無

10 留意事項

(1) システム 障害等	<p>① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがある。</p> <p>② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行することができる。</p>
(2) 異議申立て	<p>① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>② 本市の都合による時又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。</p>
(3) 紙入札での 参加	<p>紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。</p> <p>また、入札参加者について、鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うものとする。</p>
(4) その他	<p>① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。</p> <p>② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。</p> <p>④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。</p> <p>⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。</p> <p>⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ヶ谷市電子入札約款及び鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。</p>

1.1 担当

(1) 事業担当課	鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課
(2) 入札執行 担当課	鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp

鎌ヶ谷市公告第57号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月1日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



1 入札に付する事項

(1) 工事名	公共下水道路面復旧第R08702番工事
(2) 工事場所	鎌ヶ谷市南初富五丁目地先
(3) 工事期間	契約締結後から94日間
(4) 工事概要	工事延長 L=602m 舗装復旧工 A=2090㎡ 不陸整正 A=2090㎡ (補足材あり) 表層工 A=2090㎡ (再生密粒度 As13mm t=5cm) 薄層カラー舗装 A=19㎡ 区画線工 一式
(5) 予定価格	金16,060,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(6) 最低制限価格	金14,377,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(7) 入札方法	本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式(事後審査方式)で執行する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	<p>① 鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者</p> <p>② この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成7年鎌ヶ谷市訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていない者</p> <p>③ この公告の日から開札の日までに鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱（平成28年鎌ヶ谷市告示第12号）に基づく措置要件該当者に該当していない者</p> <p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。 ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は開札日前6</p>
-----------	---

	<p>か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの</p> <p>⑤ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p>
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	舗装工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に舗装工事で等級格付A・B・Cランクで登載されている者
(6) 配置予定技術者	当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を適切に配置（開札の日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）すること。
(7) 施工実績	この公告の日までの過去10年以内に、工事が完成し引渡し済んだ、官公庁等が発注した舗装一式工事を元請として施工した実績がある者

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和8年6月 1日（月）午後3時から 令和8年6月 8日（月）午後3時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	<p>① 競争入札参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動作成）</p> <p>② 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）</p> <p>③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（講習修了証を含む）の写し（表・裏）</p> <p>④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し （例）監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）</p>

	※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。
(4) 入札参加資格の確認結果通知	入札参加申請をした者に対して、令和8年6月8日(月)午後5時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通ずる。 ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定して送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。 なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス(以下「入札情報サービス」という。)に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定(公告)」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年6月8日(月)午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年6月10日(水)午後3時までに入札情報サービスの「入札予定(公告)」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年6月10日(水)午前8時30分から 令和8年6月12日(金)午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年6月12日(金)午後1時30分
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	<p>① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書</p> <p>② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書</p> <p>③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札(免除の場合を除く。)</p> <p>④ 必要事項を欠く入札書</p> <p>⑤ 明らかに連合であると認められる入札書</p> <p>⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書</p> <p>⑦ 入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札書</p> <p>⑧ 提出された入札金額内訳書(当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)が、次のいずれかの場合である入札書</p> <p>ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合</p> <p>イ 入札金額内訳書の金額と入札書のアmountが異なる場合</p> <p>ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合</p> <p>⑨ その他入札に関する条件に違反した入札</p>
(5) 入札に関する留意事項	<p>① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札候補者を決定する。</p>

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。
(2) 落札の保留	開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより保留通知書を送付する。
(3) 入札参加資格の審査	<p>落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づいて行う。</p> <p>ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変更等がある場合、令和8年6月18日(木)午後5時までに当該書類を鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。</p>

(4) 落札者の決定	<p>落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。</p> <p>ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。</p> <p>なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。</p>
(5) 入札参加資格がない場合の措置	<p>資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に、書面により鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課に説明を求められることができる。</p> <p>回答は、説明を求められた日から3日以内（市の休日を除く。）に書面により行う。</p>

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	<p>落札者は、落札の決定後、原則として5日以内（市の休日を除く。）に契約を締結しなければならない。</p>
(2) 契約保証金	<p>落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>なお、落札者が鎌ヶ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。</p>
(3) 支払条件	<p>① 前払金 有（契約金額の100分の40以内（10万円未満切捨て））</p> <p>② 中間前払金 有（契約金額の100分の20以内（10万円未満切捨て））</p> <p>③ 部分払 無</p>

10 留意事項

(1) システム障害等	<p>① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入開札の延期又は紙入札への移行をすることがある。</p> <p>② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行することができる。</p>
(2) 異議申立て	<p>① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>② 本市の都合による時又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入開札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参</p>

	加者は、異議を申し立てることはできない。
(3) 紙入札での参加	紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。 また、入札参加者について、鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うものとする。
(4) その他	① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。 ② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。 ③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。 ④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。 ⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。 ⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ヶ谷市電子入札約款及び鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。

1.1 担当

(1) 事業担当課	鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課
(2) 入札執行担当課	鎌ヶ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp